

請願文書表 令和5年6月盛岡市議会定例会（令和5年6月22日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
4	R 5. 6.15	盛岡市議会に提出された請願・陳情等の議会ホームページでの公開を求める請願	[REDACTED] 政策立案有志市民会 [REDACTED] (紹介議員) 豊村徹也	議会運営委員会
5	R 5. 6.15	市政参加促進等を目的として市議会に提出される陳情の取扱変更を求める請願	[REDACTED] 政策立案有志市民会 [REDACTED] (紹介議員) 豊村徹也	議会運営委員会

請願第 4 号



盛岡市議會議長 様

令和 5 年 6 月 15 日

紹介議員

豊 村 繁也

住所

岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会

連絡先

### 盛岡市議会に提出された請願・陳情等の議会ホームページでの公開を求める請願

#### 請願 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政及び市議会に参加し、意見、提言する場合、請願・陳情は有効な手段であり、また法律上の権利として保障されています。

そして、市民が請願・陳情を作成するにあたり参考にするのが過去に提出された請願・陳情及び採否の理由です。

現在のところ、市議会において市民が過去に市議会に提出された請願・陳情の閲覧を希望する場合、請願を除き、議会事務局に開示請求の手続きを行わなければ閲覧できず、また不採択の理由は非公開であり、議会及び個々の議員の意思決定に至った説明責任は全く果たされていない状況にあります。

市民に対して、行政が説明責任を果たしている一方で、市民の政策提言である請願を不採択とした場合の説明責任（各議員の不採択理由及び根拠）を議会及び各議員が果たしていない現状は、市政の公平性、透明性及び信頼性を確保するために定められた、盛岡市議会基本条例第2条（議会の活動原則）「(2) 市民に分かりやすい議会運営に努めること」、同条例第3条（議員の活動原則）「(3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすように努めること」に明らかに反していると考えます。

また、請願に対する公的な意思決定である採否の理由について、非公開としている現状について、市民に対して、それぞれの採否の理由を個別に照会する作業を要求する場合、議会事務局及び個々の議員、市民の時間的及び経済的負担は少なくありません。

従来の書面手続きでの閲覧は、インターネットが普及する前の時代であればいざ知らず、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の議論が進んでいる昨今、ホームページ上での一律公開は、早期に実現可能な市民の市政参加の促進、議会情報へのアクセスの利便性向上、市政及び市議会への関心及び信頼性を高め、透明性ある議会運営のための方策として有効かつ有益であるだけでなく、必要不可欠であると考えます。

短期間の選挙では必ずしも汲み取ることができない市政全領域の政策に関する市民意向の反映について、市民から自主的かつ臨機応変に議会への市政参加を促す観点から、他の地方議会において請願や陳情の全文は採否を問わず、ホームページ上で公開され、いつでも誰でもどこからでも何度でも閲覧できるように整備されています。

一例として、茨城県議会では採択・不採択に関わらず、請願を公開し、埼玉県和光市議会は請願、陳情ともに採択・不採択に関わらず公開しています。

本請願は、上記に示した盛岡市議会基本条例第2条、第3条に掲げた議会及び議員の基本原則の履行と考えます。

市民が簡易に請願、陳情、採否理由を閲覧できるよう整備することは、4年に1度の

選挙のみで地方自治に関わる市政運営の責任を議会任せにすることなく、盛岡市民としての責任と誇りを持った、自分事として市政に参加し、住民自治と団体自治で構成された地方自治の社会的基盤強化の観点から必要不可欠だと考えます。

同時に市民から提出された請願・陳情を取り扱う議会活動の透明性を高め、市民による政策提言を重要視する市議会の姿勢が市民に広く認知されることは、市民と市議会の信頼性を高め、市民に開かれた議会を有する市民であることへの誇りになると見えます。

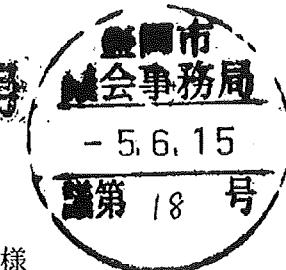
以上より、市政への市民参加の基盤として、以下事項を請願します。

#### 請願 事項

盛岡市議会において、これまでに提出された請願、陳情、採否理由の全文について、最新の年度から順次、市議会ホームページ上で分かりやすく公開すること。

ただし、公開にあたっては、希望者を除き、提出者の個人情報は原則除く。

請願第 5 号



盛岡市議會議長 様

令和 5 年 6 月 15 日

紹介議員

豊村徳也

住所

岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会

連絡先

## 市政参加促進等を目的として市議会に提出される陳情の取扱変更を求める請願

### 請願 趣旨

私たち市民が地方行政・議会に関心を持ち、市政及び市議会に参加し、政策提言する場合、請願・陳情は有効な手段であり、法律上の権利として保障されています。

しかし、議会採否が行われる請願には紹介議員が 1 名必要であり、紹介議員を 1 名も得られない場合、市民にとって、どれだけ公益性が高く、重要な政策であっても、請願ではなく、議会採否が行われない陳情とせざるを得ない現状にあります。

4 年に 1 度の選挙における 1 人 1 票の投票行動に比べ、臨機応変かつ直接的に市政に政策提言できる政治参加への障壁が高い現状は、市議会への信頼性を高めるよりも信頼性を失う危険性が否定できない状況と考えます。

上記危険性は、政策提言の内容に関わらず、盛岡市在住の住民からの請願であれば、原則として、議員紹介を断らない、と言った慣例があればルール化する必要性は薄いと言えます。しかし、実態は個々の議員の政治信条ないしは会派の意向が市民の意向より優先される制度的な欠陥の可能性が否定できません。

選挙の際に、市民の意向に則った意思決定を行うことを期待され、投票・選出されている全議員中 1 名も紹介議員を引き受けない場合、公益性の高い政策提言が議会で議論・採否されない陳情扱いに留まることは市民にとって、機会損失となると考えます。

このような議会制度上の問題を看過した場合、公共政策上、重要性や緊急性が高くても議員の専門的知見・判断・守備範囲を超える政策提言、政策提言提出時に構成されている議員にとって不都合な政策提言（特に市民利益と、議員利益ないしは会派利益が相反する場合）が請願と同様に取り上げられないことは議会本来に想定・期待されている存在意義を失いかねないと危惧します。一方で、盛岡市議会基本条例第 7 条（請願及び陳情）第 2 項「陳情は、内容が請願に適合するものであり、かつ、特に必要と認めた場合には前項の例による」と規定されており、議会次第で実施可能であると考えます。

ただし、実態として、地方自治の本旨たる住民自治の実践としての政治参加への抑止力として働きかねない危険性を否定できない現状は、盛岡市議会基本条例第 2 条（議会の活動原則）「(2) 市民に開かれた議会を目指す上で、市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること」を要請する条文に反すると考えます。

以上より、市政への市民参加を促す基盤整備の方策として、以下事項を請願します。

### 請願 事項

市民の市政参加促進及び市議会の活性化、議会に対する信頼性の向上を目的として、市議会に提出される陳情を原則、請願と同様に委員会及び本会議で採否を決すること。

なお、盛岡市民以外の陳情及び盛岡市民の公益に関わらない事項などについては、担当委員会で判断したのち、必要と認めた場合を除き、これまで通りの取扱とすること。